神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター規程

(設置)

第1条 神戸女子大学及び神戸女子短期大学(以下「本学」という。)に神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

- 第2条 センターは、本学の教職課程運営の拠点として関係する事項を統括し、教職課程の円滑 な運営を行うこと並びに学生の学校教育職員として必要な資質能力の育成・向上を目的とする。 (業 務)
- **第3条** センターは、前条の目的を達成するために、センターの事務部門と協働で次の各号に掲 げる業務を行う。
 - (1) 教職課程履修学生への学科と連携した教職指導(履修、教育実習、介護等体験、スクールサポーター、学校ボランティア・インターンシップ、教職キャリアガイダンス、教員採用・就職支援等)の企画立案と実施
 - (2) 教職課程の科目のうち教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条並びに第10条に定められた第3欄、第4欄及び第5欄に該当する科目(以下、「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)、同施行規則第2条、第3条、第4条及び第5条に定められた第2欄(「保育内容の指導法」及び「教科の指導法に関する科目」のみで、以下「教科の指導法等」という。)を担当する教員の人事提案
 - (3) 教職課程の科目のうち「栄養に係る教育に関する科目」(教育職員免許法施行規則第 10 条表第2欄に定められた科目)を担当する教員の人事についての関係学科との連携・協議
 - (4) 教職課程の科目のうち教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条並びに第10条に定められた第6欄(以下「大学が独自に設定する科目」という。)に開設する科目のうち、各学科が開設しない科目を担当する教員の人事提案
 - (5) 教職課程の編成と検証及び改善
 - (6) 教育実習の実施計画、履修資格判定及び評価に関すること
 - (7) 教職課程認定申請及びそれに関連する業務
 - (8) 教職課程認定科目のシラバス内容の点検及び改善
 - (9) 教職実践演習の運用と評価及び改善
 - (10) 教職履修カルテの運用及び改善
 - (11) 学校や教育委員会との連携及び教員育成協議会に関すること
 - (12) 教員免許状更新講習の企画・運営
 - (13) 教職卒業生ネットワークに関すること
 - (14) 教師教育及び教員養成制度に関する調査・研究
 - (15) 教職課程に関するFD及びSD活動
 - (16) 教職課程の自己点検・評価に関すること
 - (17) 教職に関するデータ収集、管理及び分析
 - (18) 教職支援センター予算に関すること

- (19)「教職課程年報」及び「神戸女子大学・神戸女子短期大学教職課程研究」の編纂
- (20) 教職課程に係る大学間連携に関すること
- (21) その他教職課程に関すること

(組織)

- 第4条 センターは、次の構成員をもって組織する。
 - (1) 教職支援センター長
 - (2) 教務事務部長
 - (3) 教職に関する特任教員
 - (4) 教育学科が選任した教職課程認定科目を担当する専任教員
 - (5) 教育学科以外で教職課程を置く学科が選任した教職課程認定科目を担当する専任教員 各 学科1名
 - (6) 教職専門指導教員
 - (7) 教職支援センター配属事務職員
- **2** センター長が必要と認めるときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。 (センター長)
- 第5条 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、部局長の中から学長が任命する。
- 3 センター長は、センターを統括し、代表する。

(センター次長)

- 第5条の2 センターにセンター次長を置くことができる。
- 2 センター次長は、センター長と協議のうえ、学長が任命する。
- **3** センター次長は、センター長を補佐し、センター長に事故があった場合はその職務を代行する。

(勤務形態)

- 第6条 センターには第4条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の者全員が常駐する。
- 2 第4条第4号及び第5号の者は、センター内において教職指導に当ることができる。 (構成員の任期)
- 第7条 第4条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の構成員の任期は、その職にある間とする。
- 2 第4条第1項第1号、第4号及び第5号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- **3** 構成員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。 (運営委員会)
- **第8条** センターは、第3条に掲げる業務を推進するにあたり、定期的に教職支援センター運営 委員会(以下「運営委員会」という。)を開催する。
- 2 運営委員会委員は、第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の者並びに教育学科主任、教育学科初等教育コース主任、教育学科義務教育コース主任、教育学科幼児教育コース主任、幼児教育学科主任及び教務委員会の代表者1名、第4条第1項第7号の者のうち教務事務部長、課長、及び課員とし、第4条第2項の者が委員に準じて出席することができる。

- 3 運営委員会は、センター長が召集し、議長を務める。
- 4 運営委員会に副委員長を置き、センター次長がこれにあたる。
- 5 センター次長は、センター長の命により、運営委員会の議長を務めることができる。
- 6 センター長が必要と認める場合は、運営委員以外の者に出席を求めて意見聴取をすることが できる。

(守秘義務)

第9条 構成員は、個人情報に関する事項や審議中の事項について、センター長の許可なく、構成員及び運営委員以外の教職員や学生に口外してはならない。

(事 務)

第10条 センターの事務所管部署は、教職支援センター(須磨担当)とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、神戸女子大学教職支援センター規程及び神戸女子短期大学教員養成カリキュラム委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。